熊本県公報

第１１１３４号
平成16年6月18日（金）
（毎週　月・水・金発行）

目　次

告　示
○障害者福祉施設の整備に係る事前協議書の提出に関する要項……（精神保健福祉課）　1
公　告
○土地改良区の定款変更認可……（農村計画課）　3
○　〃　……（　〃　）　3
○　〃　……（　〃　）　3
○肥料登録……（経営技術課）　3
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見……（商工政策課）　3
正　誤
○平成16年6月4日熊本県告示第601号（公有水面埋立しゅん功認可）中……（漁　港　課）　3

告　示

熊本県告示第663号

障害者福祉施設の整備に係る事前協議書の提出に関する要項を次のように定める。

平成16年6月18日

熊本県知事　潮　谷　義　子

障害者福祉施設の整備に係る事前協議書の提出に関する要項

（目的）

第1条　この要項は、熊本県が所管する身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、知的障害者福祉工場、児童福祉施設（児童福祉法第36条から第41条、第43条の5及び第44条に規定する施設を除く。）、精神障害者社会復帰施設（以下「障害者福祉施設という。）の適切な整備を図るため、当該施設の創設又は増築、改築、拡張、老朽改築及び大規模修繕（以下「整備事業」という。）に係る事前協議書の提出に関する事項を定めることを目的とする。

（対象）

第2条　この要項の対象とする施設は、別表に定めるものとする。

（障害福祉施設の整備に係る事前協議書の提出期限及び提出書類）

第3条　障害者福祉施設を整備しようとする者は、整備しようとする年度の前年度の6月末日までに、次の各号に掲げる事項を記載した事前協議書を知事に提出しなければならない。

（1）　社会福祉法人等に関する事項（市町村が設置主体となる場合は除く。）

ア　設立の趣旨、名称、所在地、設立代表者及び役員（新たに法人を設立する場合は就任予定者）の履歴

イ　過去2年分の決算状況（新たに法人を設立する場合は、設立代表者及び建設資金並びに償還資金の贈与予定者の預貯金に係る残高証明書、所得証明書又は納税証明書）

ウ　設立年度及び次年度の収支見込み

エ　熊本県社会福祉施設等指導監査要領に基づいて前年度実施された指導監督の指摘事項及び改善状況（新たに法人を設立する場合は除く。）

オ　その他知事が必要と認める事項

（2）　障害者福祉施設に関する事項

ア　施設の種別、名称、利用定員、運営方針及び事業計画（地域との交流計画を含む。）

イ　当該整備事業の必要性

ウ　当該整備事業の予定地及び建物の状況（登記簿謄本、字図、所在地の見取り図、建物の配置図、平面図及び現況写真）

エ　当該整備事業に係る資金計画及び償還計画

オ　当該整備事業に係る建設資金及び償還資金の贈与予定者の預貯金に係る残高証明書、所得証明書又は納税証明書及び負債の状況に係る証明書類

カ　新たに施設を設置する場合にあっては、施設長又は管理人及び主要な役職に就任する予定の者の履歴